

沖縄県委託業務が大規模通信障害を招く一因となった事への 原因究明の徹底、再発防止を求める意見書

本年 9 月 30 日午後 9 時頃、石垣市並びに竹富町の全域にて、固定電話、携帯電話、ネット回線、専用回線のほぼ全ての通信が遮断されるという先例のない大規模な通信障害が発生した。この日は、台風 18 号が八重山地方に接近しており、通信障害が発生した時間帯は、台風最接近と重なり、通信障害の状況を把握出来ない全ての住民や観光客等の市内滞在者は、不安な一夜を過ごした。

大規模通信障害は、翌日の 10 月 1 日午前 9 時頃に復旧したが、通信が遮断されていた時間帯は、119 番や 110 番等の緊急電話も使えず、新石垣空港では午前の発着便 22 便が欠航し、約 2,800 人に影響が出た他、消費税増税初日という事もあり市内事業所ではレジのシステム更新に支障が出るなど、経済活動にも甚大な影響を及ぼした。

先島諸島の通信網は、沖縄本島から多良間島、与那国島、波照間島、西表島を經由して石垣島に入るラインと沖縄本島から宮古島を經由して石垣島に入るラインの 2 系統のループ化となっているが、今回の大規模通信障害の一因は、台風 18 号襲来前の 9 月 28 日午前 10 時頃、与那国島にて県道の除草作業中に沖縄県が委託した業者が重機で通信ケーブルを破損した事によるもので、その後、台風 18 号による飛来物で宮古島を經由して石垣島に入る通信ケーブルの破損により 2 系統の通信遮断で大規模通信障害となった。

宮古島を經由する通信ケーブルの破損は台風による自然災害と言えるが、与那国島での通信ケーブル破損は、沖縄県の業務に伴う人為的な破損によるもので、業務を管理監督する沖縄県の責任は重大であるにも関わらず、通信ケーブルを破損した事をその日のうちに石垣市に報告せず、石垣市が把握したのは、大規模通信障害発生時に県の報告を受けてからである。また、大規模通信障害後も石垣市、竹富町、関係機関への謝罪、原因説明、再発防止説明は行われていない。

よって当市議会は、原因究明の徹底、再発防止策の構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 12 月 16 日

石 垣 市 議 会

あて先 沖縄県知事、沖縄県議会議長、八重山選出県議会議員